

財務省告示第二百七十六号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十年九月一日に買入消却した国債の  
 名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年九月二十六日

財務大臣

中川 昭一

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （二十年）	第二十三回	七億円	三百二十二円二十銭
"	第七百七十回	十六千九百八十四億 円	厘百三円七十八銭八
"	第二百三十回	五十億円	百円八十八銭九厘
"	第九百二十回	十二千七百五 億円	厘百一円六十四銭七
"	"	二百八億円	厘百一円二十八銭三
"	"	円二百五十億	厘百一円二十八銭二
利付国庫債 （十年）	第二百十四回	百五十億円	厘百一円二十八銭一
"	第四十二回	十二億円	六厘九十九円九十八銭
利付国庫債 （五年）	第三十九回	億二百六十五 円	百円二十二銭二厘
"	第八百六十回	百五十億円	百円九銭三厘
利付国庫債 （二年）	第二百六十回	億三百三十二 円	百円三十二銭一厘

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第三十七回	第三十五回	第三十四回	第三十一回	第二十八回	第二十七回	第二十五回	第二十四回
一兆一億円	二十五億円	九億三千九百四十九万円	六千七百五十万七千八百八十円	一億円	二億円	一億円	十九億円	九億円
	六百五十五円二十五銭	一百一十六円七十七銭	五百八十八円五十一銭	八百七十七円六十二銭	錢百一十二厘十五円二十四	五百二十三円五十銭	二百十六円六十七銭	厘百十九円九十銭七